

庄原市監査委員告示第4号

平成31年3月15日付け庄原市監査委員告示第2号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年7月3日

庄原市監査委員 高野美則  
同 横路政之

平成 30 年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

東城支所 産業建設室

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
[公の施設の管理団体：株式会社ニュー東城]			
<p>ア 庄原市東城中央運動公園</p> <p>(ア) 修繕費について (団体及び所管部署に対するもの)</p>	<p>精算対象である修繕料については、修繕費の累積額が年度協定額を超過しており、超過前に、書面により関係部署と協議されたい。</p>	<p>平成 29 年度の修繕費の累積額が、年度協定額を超過した時期が年度末であったため、指定管理者は市との協議を省略し自費で整理された。</p> <p>年度末であっても超過する場合は、事前に市と書面による協議を行い、お互いに連絡を密にすることを市と指定管理者において確認した。</p> <p>なお、平成 30 年度からは、基本協定に基づき、1 事業年度における修繕費の累積額が年度協定で定める額を超える場合、それ以降の修繕についてはその都度、事前に書面による協議を行っている。</p>	<p>基本協定書</p>
<p>イ 庄原市東城交流拠点施設（遊YOUさろん東城）</p> <p>(ア) 人件費について (団体及び所管部署に対するもの)</p>	<p>市に提出された指定管理に係る決算書で、人件費の内訳に委託料や保守料が含まれており、管理費等での執行を検討されたい。</p>	<p>市の指定管理料の積算費目の見直しを行うとともに、実績報告書等、書類受領時の確認を徹底し、より適正な予算執行がなされるよう指導する。</p>	<p>基本協定書</p>